

別紙1 用語の定義

- 1 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- 2 「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う本業務及び附帯業務実施の対価をいう。
- 3 「仕様書」とは、宇都宮市茂原健康交流センター指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- 4 「提案書」とは、宇都宮市茂原健康交流センターの指定管理者の公募に当たり、指定管理者が提出した書類のうち、「施設管理運営の基本的な方針」、事業計画書一式等、本事業に関する提案及び計画書のことをいう。
- 5 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- 6 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等の災害で、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減や、上記天災、人災によらない施設の損傷等は、不可抗力に含まないものとする。
- 7 「法令」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則等、正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- 8 「募集要項」とは、宇都宮市茂原健康交流センター指定管理者募集要項のことをいう。
- 9 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- 10 「使用料」とは、管理施設の利用の対価として支払われる施設使用料のことをいう。

別紙2 管理物件

1 管理施設（※詳細については、仕様書及び財産台帳を参照のこと。）

- ・ 宇都宮市茂原健康交流センター
- ・ イベント広場
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他施設

2 管理物品

※詳細については、仕様書及び備品台帳を参照のこと。）

別紙３ 市又は指定管理者が自らの責任と費用において実施する業務の範囲

○印が付されている者が，自らの責任と費用において次に掲げる業務を実施するものとする。

種 類	内 容	市	指定 管理者
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		○
	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)	○	
火災保険への加入	—	○	
管理施設の増改築, 移設	—	○	
物価変動	人件費,物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の増減に伴う利用料金の減収,費用の増加への対応		○
周辺地域・住民及び 施設利用者の苦情 対応	—		○
法令の変更	施設管理,運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○
税制度への対応	施設管理,運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○

別紙４ 本業務及び付帯業務を実施するに当たり遵守すべき法令

本協定第１５条から第１８条までに掲げるもののほか、本業務及び付帯業務を実施するに当たり、指定管理者が遵守しなければならない法令は次のとおりとする。

- １ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
- ２ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）
- ３ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
- ４ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
- ５ 水道法（昭和３２年法律第１７７号）
- ６ 身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）
- ７ 公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）
- ８ 宇都宮市健康交流センター条例（平成１３年宇都宮市条例第８号）
- ９ 宇都宮市健康交流センター条例施行規則（平成１３年宇都宮市規則第７号）
- １０ 宇都宮市健康交流センターの運営に関する要綱
- １１ 茂原健康交流センターにおける高齢者等生きがいつくり事業実施要領
- １２ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成１２年宇都宮市条例第１８号）
- １３ 障がい者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則（平成１２年規則第２５号）
- １４ 宇都宮市公衆浴場法施行細則
- １５ 宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱
- １６ レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成１５年厚生労働省告示第２６４号）
- １７ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等